

ローン契約規定

第1条(借入金の受領方法)

この契約による借入金の受領方法は、青木信用金庫(以下「金融機関」という)における借主名義の預金口座への入金の方法によるものとします。

第2条(元金返済額等の自動支払)

1. 借主は元金返済のため、各返済日(返済日が金融機関の休日の場合には、その翌営業日。以下同じ)までに毎回の元金返済額(半年毎増額返済併用の場合は、増額返済日に増額返済額を毎月の返済額に加えた額。以下同じ)相当額を返済用預金口座に預入れておくものとします。
2. 金融機関は各返済日に普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず返済用預金口座から払戻の上、毎回の元金返済にあてるものとします。但し、返済用預金口座の残高が毎回の元金返済額に満たない場合には、金融機関はその一部の返済にあてる取扱はせず、返済が遅延することになります。
3. 毎回の元金返済相当額の預入れが各返済日より遅れた場合には、金融機関は元金返済額と損害金の合計額をもって前項と同様の取扱ができるものとします。
4. 金融機関は、この契約に関して借主の負担となる一切の費用について、返済日にかかわらず第2項と同様に、返済用預金口座から払い戻しのうえ、これに充当することができるものとします。

第3条(繰上返済)

1. 借主が、この契約による債務を期限前に繰上げて返済できる日は表記に定める毎月の返済日とし、この場合には金融機関所定の日までに金融機関へ通知するものとします。
 2. 繰上返済により半年毎増額返済分の未払利息がある場合には、繰上返済日に支払うものとします。
 3. 借主が繰上返済をする場合には、金融機関所定の手数料を支払うものとします。
 4. 借主が一部繰上返済をする場合には、前3項による他、下表の通り取扱うものとします。
- なお、同表と異なる取扱による場合には、金融機関と協議するものとします。

	毎月返済のみ	半年毎の増額返済併用
繰上返済できる金額	繰上返済日に続く月単位の返済元金の合計額	下記の①と②の合計額 ①繰上返済日に続く6ヶ月単位に取りまとめた毎月の返済元金 ②その期間中の半年毎増額返済元金
返済期日の繰上げ	返済元金に応じて、以降の各返済日を繰上げます。この場合にも、繰上返済後に適用する利率は、表記通りとし、変わらないものとします。	

第4条(利率の変更)

表記の利率は変更しないものとします。但し、金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合には、金融機関は表記の利率を一般に行われる程度のものに変更することができます。変更にあたっては、予め書面により借主に通知するものとします。

第5条(担保)

1. 借主または保証人の信用不安、担保価値の減少等この契約による債権の保全を必要とする相当の事由が生じ、金融機関が相当期間を定めて請求をした場合には、借主は金融機関の承認する担保もしくは増担保を提供し、または保証人をたて、もしくはこれを追加するものとします。
2. 借主は、担保について現状を変更し、または第三者のために権利を設定もしくは譲渡するときは、あらかじめ書面により金融機関の承諾を得るものとします。金融機関は、その変更等がなされても担保価値の減少等債権保全に支障を生ずるおそれがない場合には、これを承諾するものとします。
3. 借主がこの契約による債務を履行しなかった場合には、金融機関は、法定の手続または一般に適当と認められる方法、時期、価格等により金融機関において担保を取立または処分の上、その取得金から諸費用を差し引いた残額を金融機関の指定する順序により債務の弁済に充当できるものとします。取得金をこの契約による債務の弁済に充当した後に、なお債務が残っている場合には借主は直ちに弁済するものとし、取得金に余剰が生じた場合には金融機関はこれを権利者に返還するものとします。
4. 借主が金融機関に提供した担保について、事変、災害、輸送途中の事故等やむをえない事情によって損害が生じた場合には、金融機関が責任を負わなければならない事由によるものを除き、その損害は借主が負担するものとします。

第6条(期限前の全額返済義務)

1. 借主が第2条に定める返済を遅延し、金融機関から書面により督促しても、次回の返済日までに元金(損害金を含む)を返済しなかったときは、借主はこの契約による債務全額について期限の利益を失い、表記の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。

2. 次の各号のいずれかに該当した場合は、借主は、金融機関からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、表記の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。

- ①借主が金融機関取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき。
- ②借主が第5条第1項もしくは第2項または第10条の規定に違反したとき。
- ③借主が支払を停止したとき。
- ④借主が電子交換所の取引停止処分を受けたとき。
- ⑤借主について破産手続開始もしくは民事再生手続開始の申立があったとき。
- ⑥担保の目的物について差押えまたは競売手続の開始があったとき。
- ⑦借主が住所変更の届出を怠るなど借主が責任を負わなければならない事由によって金融機関に借主の所在が不明となったとき。
- ⑧借主が金融機関に虚偽の資料提供または報告をしたとき。
- ⑨次のイからハまでの事由が一つでも生じ、金融機関において借主との取引を継続することが不適切であるとき。
 - イ 借主が暴力団員等もしくは第18条第1項各号の一つにでも該当したとき。
 - ロ 借主が第18条第2項各号の一つにでも該当する行為をしたとき。
 - ハ 借主が第18条第1項の表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。
- ⑩前各号のほか、借主の信用状態に著しい変化が生じるなど元金(損害金を含む)の返済ができなくなる相当の事由が生じたと金融機関が認めたとき。

第7条(金融機関からの相殺)

- 1. 金融機関は、この契約による借主の債務のうち各返済日が到来したもの、又は前条によって返済しなければならないこの契約による借主の債務全額と、借主の金融機関に対する預金、定期積金、その他の債権とを、その債権の期限いかんにかかわらず相殺することができるものとします。
この場合、書面により借主に通知するものとします。
- 2. 前項によって相殺をする場合には、債権債務の利息及び損害金の計算期間は相殺実行の日までとし、預金その他債権の利率については、預金規定等の定めによるものとします。
但し、期限未到来の預金等の利息は、金融機関の定めるところとします。

第8条(借主からの相殺)

- 1. 借主は、この契約による債務と期限の到来している借主の金融機関に対する預金、定期積金、その他の債権とを、この契約による債務の期限が未到来であっても、相殺することができます。
- 2. 前項によって借主が相殺する場合には、相殺計算を行う日は表記に定める毎月の返済日とし、相殺できる金額、相殺に伴う手数料及び相殺計算実行後の各返済日の繰上げ等については第3条に準じるものとします。この場合、借主は金融機関所定の日までに金融機関へ書面により相殺の通知をするものとし、預金、定期積金、その他の債権の証書、通帳は届出印を押印して直ちに金融機関に提出するものとします。
- 3. 第1項によって相殺する場合には、債権債務の利息及び損害金の計算期間は相殺実行の日までとし、預金その他の利率については、預金規定等の定めによります。

第9条(債務の返済等にあてる順序)

- 1. 金融機関から相殺をする場合に、この契約による債務の他に金融機関取引上の他の債務があるときは、金融機関は債権保全上等の理由により、どの債務と相殺するかを指定することができ、借主は、その指定に対して異議を述べないものとします。
- 2. 借主から返済又は相殺をする場合に、この契約による債務の他に金融機関取引上の他の債務があるときは、借主はどの債務の返済又は相殺にあてるかを指定することができます。尚、借主がどの債務又は相殺にあてるかを指定しなかったときは、金融機関が指定することができ、借主はその指定に対して異議を述べないものとします。
- 3. 借主の債務のうち一つでも返済の遅滞が生じている場合などにおいて、前項の借主の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、金融機関は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮してどの債務の返済又は相殺にあてるかを指定することができます。
- 4. 第2項の尚書又は第3項によって金融機関が指定する借主の債務については、その期限が到来したものとします。

第10条(代り証書等の差入れ)

事変、災害等やむを得ない事情によって証書その他の書類が紛失、滅失、損傷した場合には、借主は金融機関の請求によって遅滞なく代り証書等を差入れるものとします。

第11条(印鑑照合)

金融機関が、この契約にかかわる諸届その他の書類に使用された印影をこの契約書に押印の印影又は返済用預金口座の届出印鑑と相当

の注意をもって照合し、相違がないと認めて取扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、金融機関は責任を負わないものとします。

第12条(届出事項)

1. 氏名、住所、印鑑、電話番号その他金融機関に届出た事項に変更があったときは、借主は直ちに金融機関に書面で届出るものとします。
2. 借主が前項の届出を怠ったため、金融機関が借主から最後に届出のあった氏名、住所にあてて通知又は送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとします。

第13条(成年後見人等の届出)

1. 借主又はその代理人は、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって金融機関に届出るものとします。
2. 借主又はその代理人は、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人が選任された場合には、直ちに任意後見監督人の氏名その他必要な事項を書面によって金融機関に届出るものとします。
3. 借主又はその代理人は、すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、又は任意後見監督人の選任がされている場合にも前2項と同様に直ちに届出るものとします。
4. 借主又はその代理人は、前3項の届出事項に取消又は変更等が生じた場合にも同様に直ちに金融機関に届出るものとします。

第14条(費用の負担)

次の各号に掲げる費用は、借主が負担するものとします。

- ①(根)抵当権の設定、抹消又は変更の登記に関する費用。
- ②担保物件の調査または取立もしくは処分に関する費用。
- ③借主又は保証人に対する権利の行使または保全に関する費用。
- ④この契約(変更契約を含む)に基づき必要とする手数料、印紙代。

第15条(公正証書作成義務)

借主は、金融機関の請求があるときは、直ちにこの契約による債務について、強制執行の承諾がある公正証書を作成するために必要な手続きをとるものとします。このために要した費用は借主が負担するものとします。

第16条(報告および調査)

1. 借主は、金融機関が債権保全上必要と認めて請求をした場合は、金融機関に対して、借主および保証人の信用状態ならびに担保の状況について遅滞なく報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。
2. 借主は、借主もしくは保証人の信用状態または担保の状況について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれがある場合には、金融機関に対して報告するものとします。

第17条(債権譲渡)

1. 金融機関は、将来この契約による債権および権利を他の金融機関等に譲渡(以下信託を含む)することができるものとします。
2. 第1項により債権が譲渡された場合、金融機関は譲渡した債権に関し、譲受人(以下信託の受託者を含む)の代理人になることができ、借主は金融機関に対して、従来どおり、表記の返済方法によって毎回の元利金返済額を支払い、金融機関はこれを譲受人に交付することができるものとします。

第18条(反社会的勢力等の排除)

1. 借主は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)に該当しないことおよび次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来においても該当しないことを確約します。
 - ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - ③借主自ら又は第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - ④暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - ⑤役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
 - ⑥犯罪による収益の移転防止に関する法律において定義される「犯罪による収益」にかかる犯罪(以下「犯罪」といいます。)に該当する罪を犯した者。
2. 借主は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - ①暴力的な要求行為。
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為。

- ③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
 - ④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて金融機関の信用を毀損し、又は金融機関の業務を妨害する行為。
 - ⑤犯罪に該当する罪に該当する行為。
 - ⑥その他前各号に準ずる行為。
3. 借主が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項に関し虚偽の申告をしたことが判明した場合、借主は金融機関の請求により、金融機関に対する一切の債務について期限の利益を失い、債務の全額を直ちに支払うものとします。
4. 借主は、前項の規定の適用により、借主に損害が生じた場合でも、金融機関になんらの請求はしないものとします。また、金融機関に損害が生じたときは、借主はその責任を負うものとします。

第 19 条(契約の変更)

金融機関は、この契約の内容を変更する場合(但し、第4条但書により利率が変更される場合を除く)、法令等の定める条件・手続きに従い、当該変更内容及び変更日を借主に通知又は公表するものとします。この場合、借主は、変更日以降は変更後の契約内容に従うものとします。

第 20 条(合意管轄)

この契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要性を生じた場合には、訴額等のいかんにかかわらず借主の住所地又は金融機関本店及び支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

以上

保証委託約款

私(以下「借主」といいます。)は、青木信用金庫(以下「貸主」といいます。)に対する借入申込書の申込みに従って金銭消費貸借契約が成立した場合の当該契約(以下「原契約」といいます。)により、借主が貸主に対して負担する債務(以下「借入債務」といいます。)につき、以下の各条項を承認のうえ、株式会社ドコモ・ファイナンス(以下「保証会社」といいます。)に連帯保証を委託します。

第1条(委託の範囲)

借主が保証会社に保証委託する債務の範囲は、借入債務すべて(元本、利息、遅延損害金、その他費用等を含む)とします。

第2条(保証期間)

1. 保証会社の保証債務は、保証会社が借主の与信審査を行い保証受託を承認することにより、貸主が借主に原契約による融資金を交付したときに発生するものとします。
2. 保証の期間は、原契約に基づく借入日から借入債務が完済する日までとします。

第3条(保証債務の履行)

1. 借主が貸主に対する債務の履行をせず、かつ借主が原契約所定の期限の利益喪失事由に該当したため、保証会社が貸主から保証債務の履行を求められた場合、借主は、保証会社が借主に対して通知催告なく保証債務を履行しても異議ありません。
2. 保証会社が貸主に保証履行したことにより代位した場合、借主は、貸主が借主に対して有していた一切の権利が保証会社に承継されることに異議ありません。
3. 前項により保証会社が承継した権利を行使する場合、原契約および本約款の各条項が適用されるものとします。

第4条(求償債務の履行)

前条により保証会社が貸主に保証履行した場合、借主は、次の各号に定める求償権および関連費用等について弁済の責めを負い、その合計額を直ちに保証会社に支払います。

- ① 前条により保証会社が保証履行した全額。
- ② 保証会社が保証履行のために要した費用の総額。
- ③ 上記①の金額に対する保証会社による弁済日の翌日から借主から保証会社への支払完了日まで年 14.5%の割合(年 365 日の日割計算)による遅延損害金。
- ④ 保証会社が借主に対し、上記①②③の金額を請求するために要した費用の総額。

第5条(求償権の事前行使)

1. 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、第3条の保証履行前といえども保証会社からの通知催告等がなくても、借主は、予めそのとき現在の貸主に対する債務相当額、および保証会社へ支払う日までの未払利息、遅延損害金相当額の求償債務を負い、直ちに保証会社へ弁済するものとします。
 - ① 原契約について弁済期限が到来したとき、または期限の利益を喪失したとき。
 - ② 保証会社との契約の条項および貸主との約定に違反し、または貸主に対する債務を履行しなかった場合。
 - ③ 支払いの停止、破産手続開始、民事再生手続開始の申立または調停(特定調停を含む)の申立、その他これらに類する手続きがなされたとき。
 - ④ 保全処分、強制執行、滞納処分、担保権実行の申立を受けたとき。
 - ⑤ 振出、もしくは引受した手形または小切手を不渡りとしたとき。
 - ⑥ 第6条の届出を怠るなど、借主の責に帰すべき事由によって、貸主および保証会社に所在が不明となったとき。
 - ⑦ 刑事上の訴追を受けたとき。
 - ⑧ その他、保証会社において求償権保全のため必要と認める事実が発生したとき。

第6条(届出義務)

1. 借主は、氏名や住所、勤務先等について変更があった場合、直ちに書面で保証会社に対し通知するものとします。
2. 借主は、前項の届出を怠ったため保証会社からの通知または送付書類等が延着または不到達となっても、通常到達すべきときに到達したものとみなし、その通知等の効力も通常到達すべきときに生じることに異議ないものとします。
3. 前項のほか、求償権行使に影響ある事態が発生したときは、借主は直ちに保証会社に対し書面で通知するものとします。

第7条(調査)

1. 保証会社は、保証債務の存続中、または保証会社に対する求償債務の履行を完了するまで、借主に対して必要な資料の提出を求めることができるものとし、借主は直ちにこれに応じるものとします。
2. 借主は、保証会社が保証債務の存続期間中に借主の財産、収入、信用等を調査しても何ら異議ありません。

第8条(充当の指定)

借主が保証会社に対し、本約款に基づく求償債務のほか他の債務を負担しているとき、借主は、借主の弁済金が債務総額を消滅させるに足りない場合は、保証会社が適当と認める順序方法により充当されても一切異議ありません。

第9条(反社会的勢力等の排除)

1. 借主は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)に該当しないことおよび次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来においても該当しないことを確約します。
 - ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - ③ 借主自らまたは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
 - ⑥ 犯罪による収益の移転防止に関する法律において定義される「犯罪による収益」にかかる犯罪(以下「犯罪」といいます。)に該当する罪

を犯した者。

2. 借主は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。

- ① 暴力的な要求行為。
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為。
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
- ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貸主の信用を毀損し、または貸主の業務を妨害する行為。
- ⑤ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて保証会社の信用を毀損し、または保証会社の業務を妨害する行為。
- ⑥ 犯罪に該当する罪に該当する行為。
- ⑦ その他前各号に準ずる行為。

3. 借主が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項に関し虚偽の申告をしたことが判明した場合、借主は保証会社の請求により、保証会社に対する一切の債務について期限の利益を失い、債務の全額を直ちに支払うものとします。

4. 借主は、前項の規定の適用により、借主に損害が生じた場合でも、保証会社になんらの請求はしないものとします。また、保証会社に損害が生じたときは、借主はその責任を負うものとします。

第10条(担保、連帯保証人の提供)

借主は、保証会社から担保もしくは連帯保証人の提供を求められたときは遅滞なくこれに応じ、一切異議を述べません。

第11条(費用の負担)

保証会社が求償権(事前求償権を含む)の保全もしくは行使、または担保の保全もしくは行使、処分に要した費用はすべて借主が負担するものとします。

第12条(約款の変更)

保証会社は、本約款の内容を変更する場合、法令等の定める条件・手続きに従い、当該変更内容及び変更日を借主に通知又は公表するものとします。この場合、借主は、変更日以降は変更後の約款内容に従うものとします。

第13条(合意管轄)

借主は、本約款に基づく取引について訴訟の必要が生じた場合には、訴額のいかんにかかわらず、東京簡易裁判所を第一審の合意管轄裁判所とすることに同意します。

以上

【青木信用金庫および株式会社ドコモ・ファイナンスに対する個人情報に関する同意条項】

（個人情報の収集・保有・利用・預託）

第1条 契約者（申込者を含む。以下同じ。）は、本契約（本申込みを含む。以下同じ。）を含む青木信用金庫（以下「金庫」という。）および株式会社ドコモ・ファイナンス（以下「保証会社」という。）との取引の与信判断および与信後の管理のため、以下の情報（以下これを総称して「個人情報」という。）を金庫および保証会社が保護措置を講じた上で収集、保有または利用することに同意します。

- ①契約者が申込書等に記載した全ての情報
- ②申込日、契約日、契約金額、返済回数、返済方式等本契約の内容に関する情報
- ③本契約を行う者が契約者本人であることを確認する資料および契約者本人にかかる収入証明書に記載された情報
- ④前各号の情報に異動があった場合はその異動後の情報
- ⑤本契約にかかる利用履歴、利用残高、返済状況に関する情報
- ⑥第5条により金庫および保証会社が信用情報機関から取得した契約者の個人情報（氏名・生年月日・住所等の本人特定情報、借入内容・返済状況・延滞等の客観的情報）
- ⑦契約者と金庫および保証会社の間における本契約以外の契約や申込みにかかる契約（申込）内容、利用履歴、利用残高、利用（返済）状況、過去の与信判断結果に関する情報
- ⑧契約者または公的機関から、適法かつ適正な方法により収集した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項

2. 契約者は、金庫および保証会社が前項各号（6号を除く。）の個人情報を、契約者に対する与信判断および与信後の管理に利用するために金庫および保証会社が相互利用することに同意します。

（個人情報の利用）

第2条 契約者は、金庫および保証会社が次の各号の目的のために前条により保有した個人情報を利用することに同意します。なお、保証会社が第12号乃至第14号の目的で利用するのは、前条第1項第1号、第2号、第4号（第3号にかかる情報を除く。）および第5号の個人情報に限ります。

- ①金庫が商品・サービスの販売・勧誘を行うために利用する場合
- ②金庫および保証会社が市場調査および商品・サービスの開発・研究を行うために利用する場合
- ③金庫が顧客管理を行うために利用する場合
- ④保証会社が金銭の貸付け、信用保証、その他金融商品販売などの保証会社の事業につき、契約者からの申込みや問合せに対して適切な対応を行う場合
- ⑤保証会社が契約者との取引に関する与信判断を行うため、ならびに契約者の本人確認に当たり、適切な判断や対応を行う場合
- ⑥保証会社が、契約者との契約の管理を適切に行うため。また、契約終了後の照会への対応や法令等により必要となる管理を適切に行う場合
- ⑦保証会社が経営上必要な各種管理を行う場合
- ⑧保証会社が与信に際して個人情報を加盟する信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供する場合（提供する旨の同意を得た場合に限る。）
- ⑨保証会社が商品・サービスの提供に関連する各種手続き（融資・登記・行政手続等）の支援・取次を行う場合
- ⑩保証会社が専門家（弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士、司法書士、社会保険労務士等）に助言を依頼する場合
- ⑪保証会社が信用保証事業の業務およびこれに附帯または関連する業務を適切かつ円滑に遂行する場合
- ⑫保証会社が保証会社および保証会社の関係会社各社ならびにその他の会社の会社紹介、各種の商品・サービスの紹介、アンケート調査等をダイレクトメール、電子メール、電話等により案内するために利用する場合（保証会社の関係会社については保証会社のホームページに記載しております。）
- ⑬保証会社が契約者によりよい商品・サービスを提供するための商品、サービスの開発、改善のために利用する場合
- ⑭保証会社が契約者によりご満足をいただくためのマーケティング分析に利用する場合

2. 信用金庫法施行規則第110条等により、信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

3. 信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

（個人関連情報の取扱い）

第3条 保証会社は、個人関連情報取扱事業者から提供を受けた以下の個人関連情報を、契約者の個人データとして取得し、

前条第1項第4号乃至第11号および第14号に定める利用目的の範囲内で取り扱います。

- ・ 契約者の電話接続状況履歴（全国の固定電話及び携帯電話の接続状況調査の履歴で、調査年月日、電話接続状況、移転先電話番号を含む。）

（個人情報の提供、委託）

第4条 保証会社は、第1条の個人情報を同条の保護措置を講じた上で、第2条に定める利用目的の範囲内で、以下の第三者に提供、または委託することがあります。

- ①保証会社の関係会社各社（保証会社の関係会社については保証会社のホームページに記載しております。）
- ②業務委託先、専門家
- ③業務提携先
- ④事業譲渡先

（信用情報機関への登録・利用）

第5条 契約者は、金庫または保証会社が加盟する信用情報機関（以下、「加盟先機関」という。）および加盟先機関と提携する信用情報機関（以下、「提携先機関」という。）に契約者の個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、破産等の官報情報等を含む。）が登録されている場合には、金庫および保証会社がそれを与信取引上の判断（返済能力または転居先の調査をいう。ただし、信用金庫法施行規則第110条等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査のみの目的に限る。以下同じ。）のために利用することに同意します。

2. 契約者は、金庫および保証会社が、下表の個人情報（以下、「登録情報」という。）を加盟先機関および提携先機関に提供することに同意します。
3. 契約者は、金庫および保証会社の加盟先機関が登録情報を下表に定める期間登録し、加盟先機関および提携先機関の加盟会員に提供します。加盟先機関および提携先機関の加盟会員は登録情報を自己の与信取引上の判断のために利用します。
また、契約者は、登録情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適切な利用の確保のために必要な範囲内において、信用情報機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。
4. 金庫および保証会社の加盟先機関および提携先機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名、最新の所在地・電話番号等は各機関のホームページに記載されております。なお、信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います。

①金庫が加盟する信用情報機関

全国銀行個人信用情報センター（KSC） TEL 03-3214-5020 <https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

②保証会社が加盟する信用情報機関

株式会社日本信用情報機構（JICC） TEL 0570-055-955 <https://www.jicc.co.jp/>

株式会社シー・アイ・シー（CIC） TEL 0120-810-414 <https://www.cic.co.jp/>

③個人信用情報機関の相互提携について

KSC、JICCならびにCICは相互に提携しています。

5. 契約者は、金庫および保証会社の加盟先機関に登録されている自己の信用情報にかかる開示請求または当該情報が事実でない場合の訂正・削除等の申立を行うことができます。手続きは金庫および保証会社の加盟先機関の定める方法によって行うこととします。

（個人情報の開示・訂正・削除）

第6条 契約者は、金庫および保証会社に登録されている自己に関する客観的な取引事実に基づく個人情報に限り、金庫および保証会社所定の手続きにより開示するよう請求することができます。ただし、当該情報の開示により業務に著しい支障をきたすおそれがあると金庫および保証会社が判断した場合には、金庫および保証会社は当該情報の一部または全部の開示を拒絶できるものとします。

- ①金庫および保証会社に開示を求める場合には、金庫および保証会社のお問い合わせ窓口に連絡のうえ、所定の手続きを行ってください。
 - ②信用情報機関に登録されている情報の開示または訂正・削除等の申立を加盟先機関が定める手続きおよび方法によって行うことができます。
2. 万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、金庫および保証会社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

（条項の不同意）

第7条 金庫および保証会社は、契約者が本契約に必要な記載事項（本申込書で契約者が記載すべき事項）の記載を希望しない場合および本同意条項の内容の全部または一部に同意できない場合、本契約をお断りすることがあります。

2. ただし、第2条第1項第1号のみ同意しない場合には、これを理由に金庫が本契約をお断りすることはありません。

(個人情報の利用停止の申出)

第8条 第2条第1項第1号による同意を得た範囲内で金庫が個人情報を利用している場合であっても、契約者より金庫の定めた窓口に対し、中止の申出があった場合には、それ以降の金庫での第2条第1項第1号に基づく利用を中止する措置をとります。

(契約の不成立)

第9条 本契約が不成立の場合であっても、その理由の如何を問わず第1条および第5条第2項に基づき、本契約にかかる申込みをした事実に関する個人情報が一定期間利用されます。

(条項の変更)

第10条 本同意条項は法令に定める手続により、必要な範囲内で変更できるものとします。

(個人情報に関する問合せ窓口)

第11条 保証会社に登録された個人情報に関するお問い合わせや利用中止の申出等に関しましては、下記の保証会社窓口までご連絡下さい。

株式会社ドコモ・ファイナンス お客様お問合せ窓口

〒190-8528 東京都立川市曙町2-22-20 立川センタービル

TEL 042-528-5701

(個人情報保護管理者)

第12条 保証会社の個人情報保護管理者は、法務・コンプライアンス部門の管掌役員がその任にあたります。連絡先は、前条のお問合せ窓口になります。

登録情報	登録期間		
	全国銀行個人信用情報センター	株式会社日本信用情報機構	株式会社シー・アイ・シー
氏名、生年月日、性別、住所(本人への郵便不着の有無等を含む。)、電話番号、勤務先等の本人情報	以下の情報のいずれかが登録されている期間	以下の情報のいずれかが登録されている期間	以下の情報のいずれかが登録されている期間
契約内容(契約種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額など)および返済状況(入金日、入金予定日、残高、完済日、延滞、延滞解消など)に関する情報	本契約期間中および本契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間	契約継続中および契約終了後5年以内	契約期間中および契約終了後5年以内
取引事実(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡など)に関する情報	—	契約継続中および契約終了後5年以内(ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内)	
加盟する信用情報機関を利用した日および本契約またはその申込の内容等	当該利用日から1年を超えない期間	照会日から6ヵ月以内	照会日から6ヵ月以内
官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から7年を超えない期間	—	—
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間	当該調査中の期間	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間	登録日から5年を超えない期間	登録日から5年以内

以上